



公告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により平成19年10月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表します。

平成19年11月29日

長野県知事 村井 仁

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要							備考
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	カルシウム(%)	りん(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	その他の検査(水分)(%)	
マルイ産業株式会社 長野県小諸市和田 483-5	マルイ産業株式会社 小諸市	マルイの養魚飼料 マス育成用47	平成19年10月	47.0以上	4.0以上	1.8以上	1.5以上	3.0以下	15.0以下	-	
			10月	47.23	5.56	2.27	1.73	0.36	10.43	10.64	
マルイ産業株式会社 長野県小諸市和田 483-5	マルイ産業株式会社 小諸市	マルイの養魚飼料 コイ育成用34	平成19年10月	34.0以上	3.0以上	1.2以上	1.2以上	5.0以下	15.0以下	-	
			10月	34.07	4.10	1.39	1.39	1.12	8.46	12.08	

(注) 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考欄にその成分の過不足量(絶対量)を示します。

畜産課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年11月29日

長野県知事 村井 仁

- 許可番号 平成19年7月5日
長野県指令19建第27-1号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上田市殿城字法楽寺5-1、5-4、5-5、5-6、5-7、5-8、5-9、5-10、5-11、5-12、5-13、5-14
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上田市大手一丁目11-16 上田市長母袋創一

建築管理課

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡軽井沢町軽井沢東246

株式会社タカラクリエイト 代表取締役 上村 康浩

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年11月29日

長野県諏訪地方事務所長 山田 隆

- 許可番号 平成19年4月20日
長野県諏訪地方事務所指令19諏地建第19-1号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
茅野市玉川字原山11400-236、11400-238の内、11400-239の内、11400-1252の内、11400-1238の内
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
茅野市玉川11400-238

株式会社ナショナルツール

代表取締役社長 両角 利文

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年11月29日

長野県佐久地方事務所長 木曾 茂

- 許可番号 平成19年11月8日
長野県佐久地方事務所指令18佐地政第18-19号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字長倉字大日向5494

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年11月29日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

- 1 (1) 許可番号 平成19年 7月31日
長野県松本地方事務所指令19松地建第34-4号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘高出字西原1946-2
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
松本市大字芳川村井町855-2
株式会社ライフホーム 代表取締役 塚田 和雄
- 2 (1) 許可番号 平成19年 7月18日
長野県松本地方事務所指令19松地建第36-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市穂高柏原629、629-4、629-5
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市豊科4270-6
株式会社あづみ野開発 代表取締役 手塚 博也
- 3 (1) 許可番号 平成19年 7月18日
長野県松本地方事務所指令19松地建第36-2号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市三郷明盛1131-11、1132-24、1134、1135-1、1135-2、1135-11、1135-12、1135-13、1136-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市豊科4270-6
株式会社あづみ野開発 代表取締役 手塚 博也

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年11月29日

長野県長野地方事務所長 片山 昌男

- 1 (1) 許可番号 平成19年 9月19日
長野県指令19建第26-3号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上高井郡小布施町大字小布施字北畑1595-3、1596、1597、1598-1、1599-2、1600-4、1600-4先
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上田市上田原1210-21
株式会社セレス農学ジャパン
代表取締役 柳 沢 孝一
- 2 (1) 許可番号 平成19年10月30日
長野県指令19建第26-4号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上高井郡小布施町大字大島43-4、44-4、45-5
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上高井郡小布施町大島143 三井 寿一

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月29日

長野県上田建設事務所長 飯島 昭

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成19年度県単鹿教湯トンネル非常用設備等保守点検業務委託
 - (2) 役務の特質
入札説明書のとおりです。
 - (3) 履行期間
契約の日から平成20年3月10日まで
 - (4) 履行場所
一般国道254号 上田市 鹿教湯トンネル
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 過去10年以内に同種の設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
 - (5) 県内に本店又は営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
上田市材木町1-2-6 長野県上田合同庁舎
長野県上田建設事務所 総務課
電話 0268(25)7162
- 4 入札手続等
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年12月13日(木) 午後2時
イ 場所 長野県上田合同庁舎 601・602号会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年12月6日(木)午後5時

までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成19年11月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
1月9日 (水)	午後1時から 午後4時まで	長野会場	長野市若里3-22-2 長野市若里市民文化ホール	70名
1月20日 (日)	午後1時から 午後4時まで	上田会場	上田市上田原1640 長野県上田創造館	50名
1月22日 (火)	午後1時から 午後4時まで	松本会場	松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月29日

長野県丸子修学館高等学校長 高木房雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

ゴルフクラブ一式 16セット

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 納入期間

平成20年1月18日

(4) 納入場所

長野県丸子修学館高等学校

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA、B及びCに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
- (1) 入札説明書及び仕様書の交付期間
平成19年11月29日から12月4日までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
上田市中丸子810番2号
長野県丸子修学館高等学校 事務室
電話 0268(42)2827
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年12月11日 午後2時
イ 場所 長野県丸子修学館高等学校 会議室
 - (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年12月7日(金)午後5時までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月29日

長野県丸子修学館高等学校長 高木 房雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品及び数量
ゴルフネット一式 10セット
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 納入期限
平成20年2月29日
- (4) 納入場所
長野県丸子修学館高等学校
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA、B及びCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

- (1) 入札説明書及び仕様書の交付期間
平成19年11月29日から12月4日までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
上田市中丸子810番2号
長野県丸子修学館高等学校 事務室
電話 0268(42)2827

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年12月11日 午後3時

イ 場所 長野県丸子修学館高等学校 会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年12月7日(金)午後5時までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月29日

長野県丸子修学館高等学校長 高木 房雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

エアロバイカー一式 5セット

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 納入期間

平成20年1月18日

(4) 納入場所

長野県丸子修学館高等学校

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA、B及びCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成19年11月29日から12月4日までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

上田市中丸子810番2号

長野県丸子修学館高等学校 事務室

電話 0268(42)2827

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年12月11日 午後2時30分

イ 場所 長野県丸子修学館高等学校 会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年12月7日(金)午後5時までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課